

2006年11月25日

関係各位

社団法人 日本写真家協会
会長 田沼 武能

「小学館サライ著作権侵害裁判」支援署名のお願い

現在、加藤雅昭会員（原告）は株式会社小学館（被告）との間で、著作権侵害裁判の係争中です。

争点は、小学館サライ編集部依頼の掲載写真を小学館が無断でデジタルデータ化し、その一部を紛失したことから起こっています。

被告小学館サライ編集部は、撮影に要した諸経費（取材費、フィルム等材料費、現像処理費等）を支払ったから、著作権は撮影者にあるものの、所有権は小学館にあると主張しています。

さらに、依頼撮影は請負契約であるから、成果物（ポジフィルム）の所有権は小学館にあり、たとえ紛失しても写真家に損害を与えるものではないと述べています。また、当該ポジフィルムを写真家に無断でデジタルデータ化したことについては、自らの行為を省みることなく、写真家にも良かれと思ってやったのだ、というような、開き直りの姿勢を示しています。当該無断デジタルデータ化の所為は、明らかに、写真家の複製権を侵害した、著作権侵害の違法行為です。

このことは、写真著作権の根幹を揺るがす大きな問題であり、著作権侵害を契約問題に置き換えたり、写真家の複製権を侵害する行為そのものを認めることになってしまいます。

こうした小学館サライ編集部の主張を基にして、仮にも主張に沿った判決が出るようなことになれば、全ての写真家（著作権者）の権利を著しく後退させてしまうことになり、断じて容認することはできません。

裁判所において、公正かつ厳正な判断が下されるよう、支援の署名をお願い申し上げます。要望書にご署名いただき、平成18年12月15日迄にご返送下さい。（用紙を切り取って「要望書」のみご返送ください）

署名欄が足りない場合には、恐れ入りますがコピーしてお使いください。ご同意くださる方は写真家でなくとも結構です。また、署名欄をすべて埋める必要はありません。